

3 検討課題

認知症予防事業の目的を達成するため、平成 17 年 4 月から下記の項目について検討した。

練馬型認知症予防事業（東京都老人総合研究所地域型認知症予防プログラムの導入等）
認知症予防事業地域調査
練馬区の認知症相談体制
認知症予防の啓発

検討の進め方

庁内関連部署が連携を図り総合的に検討する目的で、4 部 12 課の職員をメンバーとする検討委員会を設置した。なお、現場の実態を踏まえて具体的に検討するため、検討委員会の下に、庁内職員で構成する作業委員会と、区民（区民有識者 3 名と公募区民 6 名）で構成する「認知症予防地域懇談会」を設けて検討を進めた。

検討のまとめ

1 練馬区における認知症予防事業

（1）現状と課題

現状では、認知症予防教室などの講座が実施されているが、本人の意識啓発にとどまった内容となっている。また、認知症になるリスクの高い高齢者について、早期からの効果的な対応や、認知症予防を目的とした具体的な活動が不十分である。

軽度認知障害をもつ高齢者は、地域高齢者の約 2 割から 3 割を占めるといわれており、「認知症予防」の対象者と考えられる人数は多い。区民が「認知症予防」の方法を学んで、自立的な活動として取り組むことが求められている。

そのためには、地域で認知症予防を推進する役割を担う人材を、区民の中から育成していくことが必要である。

（2）検討の方向性

平成 17 年度は、検討委員会で認知症予防事業について検討するとともに、「認知症予防事業地域調査」を実施し、練馬区の実情に合わせ具体的な実施計画に反映させる。